

1 月企画運営委員会次第

日 時 平成 26 年 1 月 9 日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 平成 25 年度全国保育組織正副会長等会議について
 - (2) 3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - (3) 神奈川県保育会の諸課題について
 - (4) 新年懇親会の開催について
 - (5) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※2 月企画運営委員会(予定)

平成 26 年 2 月 13 日(木)14:30～ 県社会福祉会館 1 階集会室

3 月企画運営委員会(予定)

平成 26 年 3 月 13 日(木)14:00～ 県社会福祉会館会議室

3 月定時総会(予定)

平成 26 年 3 月 13 日(木)16:00～ 県社会福祉会館会議室

全国保育協議会会員の範囲のあり方について

全国保育協議会会則第4条に定める 会員保育所等の範囲に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、全国保育協議会（以下「本会」という。）会則4条に定める会員保育所に関する事項を定めることを目的とする。

(会員の範囲)

第2条 本会会則第4条に定める会員の範囲は、本会会則第3条に規定する構成組織の構成員である下記の施設とする。

- (1) 認可保育所
- (2) へき地保育所
- (3) 会員認可保育所および市町村が運営している「子育て支援センター」
- (4) 平成12年3月31日現在においてすでに全国保育協議会の会員であった上記以外の施設
- (5) 認定こども園
- ~~(4)(6) 小規模保育事業~~

但し、上記(5)・(6)について、当分の間は、平成27年の子ども・子育て関連法本格施行以前に全国保育協議会の会員であった施設とする

付則

平成20年5月14日制定・同年5月15日施行

平成26年3月13日制定・平成27年4月1日施行

【上記内容に加えて検討いただきたい視点】

○会員施設を有する法人が新設する認定こども園（各類型）及び小規模保育事業の場合、会員と認めることとするか。

（現在の全保協会員は、公立、社会福祉法人、学校法人、NPO等 設立主体は多様）

○会員の公立保育所が民間移管され、認定こども園になる場合、会員と認めることとするか。

○第2条(5)項、(6)項について、都道府県保育組織の会長が認める場合においては、但し書きによらず認めることとするか。

全国保育協議会会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、全国保育協議会（以下「本会」という。）本会会則 27 条に定める会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 本会会則第4条、第5条に定める会費の額は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 本会会則第4条に定める会員保育所 | 年 5,000 円 |
| (2) 本会会則第5条に定めるその他の会員 | 年 12,000 円 |

(会費の納入方法)

第3条 会費の納入については、下記のとおりとする。

- 第2条第1号(1)に定める会費については、本会会則第3条に定める都道府県・指定都市保協を単位として納入する。
- 第2条第1号(2)に定める会費については、それぞれの会員が直接本会に納入する。
- 会費は年度単位の納入とし、年度途中からの加入の場合も全額を納めることとする。また、分割して納入することはできない。
- 一度納入した会費はいかなる理由があっても返却しない。

付則

平成 20 年 5 月 14 日制定・同年 5 月 15 日施行

平成 26 年 3 月 13 日制定・平成 27 年 4 月 1 日施行

一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

1 3月定時総会（事業計画・予算案総会）

① 日 時 平成26年3月13日(木)16時～

② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室

③ 議 題

○議 案

- ・ 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

○報告事項

④ 当日のスケジュール

- ・ 13:00～ 理事会
- ・ 14:00～ 企画運営委員会
- ・ 16:00～ 総会

2 4月定時総会（事業報告・決算総会）

① 日 時 平成26年4月26日(土)11時10分～

② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室

③ 議 題

○報告事項

- ・ 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- ・ その他

④ 当日のスケジュール

- ・ 10:00～ 保育事業大会式典
- ・ 11:10～ 総会
- ・ 13:30～ 研究発表会

※ 4月企画運営委員会 4月10日(木)

平成25年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

昨年、国においては、3党合意を踏まえた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、認定子ども園制度の改善などを中心とした、子ども・子育て支援関連3法を制定させました。そして、平成27年度の新制度実施に向けて、具体的な検討が本格化してくるものと考えられます。

また、国の「保育所の面積基準の取扱い通知」に基づく県条例は、昨年12月県議会で制定され、今年度から実施されることになっています。

こうした状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請に対応できる新しい保育会の姿を模索しながら、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進していきます。また、国や神奈川県、地元市町村等の動向に常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて当会としての意見表明や要望活動等を積極的に実施していきます。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向等を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきています。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していきます。

特に、今年度から、大きな社会問題となっている児童虐待防止について、虐待防止対策委員会(仮称)を設置して、専門行政機関等との密接な連携のもとに、具体的な対策を検討して実施していきます。

(3) 研修事業の体系的な再編整備

保育会の本来的な役割を確認しながら、園長研修、保育士等の職員研修のあり方を検討し、今まで以上に保育現場で生かせる研修を目指して、検討・実施していきます。

また、優秀な保育士確保に悩む保育所が多いことから、保育士養成校との一層の連携強化や潜在保育士の掘り起こしや有効活用の方法を検討しながら、研修事業への参加促進等保育現場復帰への意欲ある保育士との連携を検討していきます。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について、保育現場の新しい取り組み等を発表する場を通し、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

(5) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

保育園利用者相談室事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

(6) 保育会組織の再編整理

保育会組織を、「民間保育部会(民間園長会)」、「公立保育部会(公立園長会)」、「青年部会」、「保育士部会」に再編整理して、それぞれの機能に応じた課題等を適宜検討・実施していきます。その中でも、「青年部会(NEXTかながわ)」においては、部会員を充実させながら、若い視点から、「次代を担う人材育成」や「民間保育所の安定的な運営・経営・システム」等直面している様々な課題について、調査研究等を行っていきます。

地区代表により構成する企画運営委員会は、「全体会」と「各種委員会」に区分し、各種委員会には、「総務委員会」、「予算対策委員会」、「研修委員会」、「広報委員会」、「調査研究委員会」から構成し、それぞれの機能に応じた事業を、より効率的な内容に見直しながら、年間を通じて計画的に実施していきます。

専門分野別の課題を検討するため、「表彰選考委員会」、「食育推進委員会」、「虐待防止対策委員会」、「相談対応委員会(保育園利用者相談室)」を置いて、それぞれ課題等を、理事長の諮問に応じて検討・実施していきます。

保育会及び保育士会事務局等のあり方についても、お互いに連携・協力しながら検討し、効率的な事務局運営に努めていきます。

これらの様々な保育組織の検討状況や成果については、理事長及び理事会に、定期的に報告し、企画運営委員会(全体会)や「保育かながわ」等を通じて、会員に還

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

<理事・理事長の選任>

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、3月の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 3月の企画運営委員会で、自薦又は他薦による理事候補者を募集し、希望者が出た場合は、その場で諮り、同意が得られたら、「理事候補者名簿」に加える。
- ③ 「理事候補者名簿」は、4月定時総会開催通知とともに、役員改選議案として会員に送付する。
- ④ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ⑤ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、事業別担当理事、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

<監事の選任>

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

一般社団法人神奈川県保育会役員選任手続き(案)

(26.1.9 企画運営委員会配布資料)

期日	企画運営委員会	総 会
1/9 (木)	○役員選任手続き、スケジュール等について	
3/13(木)	○新企画運営委員(民間)の地区選出依頼 (2/21 締切) ○新企画運営委員(民間)名簿の提示 ○委員会推薦理事候補の募集	
4/10(木)	①理事会推薦理事候補者名簿の提案・承認 ・委員会推薦理事候補の募集 ・委員会で同意後、理事会推薦理事候補者名簿に追加 ②監事候補者名簿の提案・承認 ⇒①②候補者名簿を会員へ送付。 総会への出欠票、委任状の返信	
4/26(土)		①理事候補者名簿の提案・承認 ・理事会を組織し、理事から理事長を選任・承認 ・理事長が副理事長、事業別担当理事、職務代理者を指名・報告 ②監事候補者名簿の提案・承認

4/26(土)			<p>①理事候補者名簿の提案・承認 ・理事会を組織し、理事から理事長を選任・承認 ・理事長が副理事長、事業別担当理事、職務代理者を指名・報告 ②監事候補者名簿の提案・承認</p>
---------	--	--	--

平成26年 月 日

各地区園長会会長
各企画運営委員会委員 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成26・27年度企画運営委員会委員の報告について（依頼）

春寒の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、企画運営委員会委員の皆様の任期は、今年度までの2年間であり、来年度からは新任の委員による企画運営委員会の構成となります。（引き続きの再任は差支えありません。）

また、本会役員の選任を行うために、新任の企画運営委員会委員を早急に選任いただき、委員名簿を作成する必要がありますので、年度末の何かとお忙しいところ、大変恐縮ですが、別紙様式により、2月21日（金）までに事務局あてに Fax にてご連絡いただきますようお願いいたします。

※神奈川県保育会企画運営委員会規程

（委員会の構成）

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1）地区代表委員 市郡ごとに15保育所までを1名、30保育所までを2名、31保育所以上を3名の割で互選された者
- （2）理事会で推薦された者 若干名
- （3）（4）省略

2 前項第2号の推薦にあたっては、推薦委員となるべき者の属する地区の意見に反しない配慮をして、理事長が委員会に諮って了承を得るものとする。

（問合せ・連絡先） 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

一般社団法人 **神奈川県保育会地区代表委員の連絡票**

(就任期間：平成26・27年度) 2014.4.1~2016.3.31

選出地区名	市・郡・保育士会
-------	----------

月 日 報告者名

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

※ 再任の方は、氏名欄のみご記入下さい

※ 未定の地区は、いつ頃決定するのかをお知らせ願います

平成25年度 神奈川県保育会 会員数一覧

(公設民営)

(NPO含む)

公立 私立

2013/7/29

No.	市町	園数	園数	合計	企画委員数
1	横須賀市	10	21	31	3
2	平塚市	10	21	31	3
3	鎌倉市	6	12	18	2
4	藤沢市	16	15	31	3
5	小田原市	6	22	28	2
6	茅ヶ崎市	6	16	22	2
7	逗子市	2	3	5	1
8	三浦市		4	4	1
9	秦野市	5	14	19	2
10	厚木市	6	14	20	2
11	大和市	5	3	8	1
12	伊勢原市	3	8	11	1
13	海老名市	5	8	13	1
14	座間市	9	8	17	2
15	南足柄市	1	4	5	1
16	綾瀬市	2	4	6	1
17	葉山町	1	1	2	0
18	寒川町		3	3	1
19	大磯町	1		1	1
20	二宮町	1	3	4	
21	中井町	0	1	1	
22	大井町	0	1	1	
23	松田町		1	1	1
24	山北町	0		0	
25	開成町		2	2	
26	箱根町	3		3	
27	真鶴町		2	2	1
28	湯河原町	5		5	
29	愛川町	6		6	1
30	清川村		0	0	
		109	191	300	33

新年懇親会次第

日時 平成26年1月9日(木)17:30～
会場 ホテルキャメロットジャパン
地下1階「ジャクリーン」

開会 岩澤総務委員長

1 開会のことば 宮田副理事長

2 理事長あいさつ 萩原理事長

3 来賓あいさつ
・神奈川県 松森県民局長
・神奈川県社会福祉協議会 篠原会長

4 乾杯 富田相談役

— 懇談・会食 —

5 保育士会による楽しいゲーム

6 中締め 都築顧問

閉会 岩澤総務委員長

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「公定価格」に関する意見書を取りまとめる～12月26日の「子ども・子育て会議・基準検討部会」合同会議に提出～……………1
- ・「子ども・子育て会議（第9回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第10回）」合同会議が開催～保育の必要性の認定および公定価格について、意見交換が行われる～…4
- ・「保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示について」の事務連絡発出される～財務情報等の公表について、取り組みの必要性がいつそう高まる～……10

◆「公定価格」に関する意見書を取りまとめる◆

～12月26日の「子ども・子育て会議・基準検討部会」合同会議に提出～

国の「子ども・子育て会議」および「子ども・子育て会議 基準検討部会」において、平成25年度末の政省令等の公布に向けて、保育の必要性の認定や新・幼保連携型認定こども園等の各種基準に関する議論がすすめられています。

また、公定価格や利用者負担のあり方については、平成26年度4月～6月頃に骨格・仮単価の提示を目途に、経営実態調査の分析等をもとに検討がすすめられています。

全国保育協議会では、保育施策検討特別委員会における、新制度に係る課題の検討・整理とともに、常任協議員会での協議・決定を経て「子ども・子育て会議」や「子ども・子育て会議 基準検討部会」に委員として参画している佐藤秀樹副会長から意見を表明し、あわせて意見書の提出を行ってきたところです。

新制度における「公定価格」については、現行の保育所運営費等の費用算定方法である個別費目の積み上げ方式や、子ども・子育て支援新制度で求められる開所時間（11時間）と年間開所日数（約300日）を担保する費用を見込むこと等、公定価格の設定に当たっての基本的な考え方や保育士の処遇改善等について、意見書としてとりまとめ、12月26日（木）に開催される「子ども・子育て会議」ならびに「子ども・子育て会議 基準検討部会」合同会議に提出しました。

平成25年12月26日

子ども・子育て会議への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康
全国保育士会 会長 上村 初美

公定価格の基本構造に関わるもの

1. 職員配置について

- 新・幼保連携型認定こども園の職員配置は、保育所と同様に基準を設定するとの対応方針案が示されていますが、前提となる現行の保育所職員配置基準は、子どもの健やかな発達を保障し、さらに質の向上をはかる基準として、改善されることが必要です。
- 子どもの年齢に応じたそれぞれの配置基準を見直す際に、全ての年齢区分を通じて、同時に基準が見直されない場合は、優先順位をつけた段階的な見直しが早急になされるよう求めます。

公定価格の基本的考え方

1. 公定価格の設定に当たっての基本的考え方について

- 現行の保育所運営費等の費用算定方法である個別費目の積み上げ方式を、基本的考え方としてください。
- 算定される個別費目は、子ども・子育て支援新制度で求められる開所時間（11時間）、年間開所日数（約300日）を担保する費用を見込んでください。

2. 公定価格の骨格について

(1) 保育標準時間・保育短時間・教育標準時間の公定価格

- 公定価格の設定に当たっては、事業費、人件費、管理費等で構成される基本額について、保育所や認定こども園といった事業体による差を設けるべきではありません。

(2) 開所日数

- 土曜日の開所を原則とする年間開所日数（約300日）とする場合には、開所日数に応じた給付が保障されることが必要です。
- なお、特段の需要がない等、地域の実情に応じた閉所や開所時間の短縮について、柔軟な対応が認められるべきです。

(3) 保育時間

- 保育時間は、短時間を8時間・標準時間を11時間とする事務局案に賛成します。

(4) 加算措置

- 公定価格の基本部分とは別に、各事業所における事業の実施状況に応じて、加算が算定されることが必要です。

- ・アレルギー食対応等の要配慮児童への細やかな保育や、質の高い保育の提供のため、事業者の自主努力により基準を上回る職員配置を行っている事業所も多くあります。基準を上回る加配分について、公定価格において加算的な評価がされることを求めます。

- ・そのほかにも、研修参加職員の代替手配に要する費用、子育て支援等に係る保護者支援に要する福祉専門職配置、地域子育て支援事業に携わる職員の加配等、新制度下において保育の質・提供するサービスの拡充に向けた保育の取り組みを推進する加算が設定されるべきです。

- ・なお、子ども・子育て支援事業は保育所においては必須とされていませんが、現状でも取り組んでいる保育所は多くあり、その実態に鑑みて実施状況に応じた加算が算定されるべきです。

(5) 減算措置

- 公定価格の算定構造に、減算措置が組み込まれることには反対します。

現行の保育所運営費の仕組みにおいて事業を運営してきた保育所に、減算措置の仕組みが適用されることは実態にそぐわないことです。

(6) 減価償却費

- 保育所、新幼保連携型認定こども園のいずれにあっても、減価償却費相当分を給付費に組み入れることには反対します。

(7) 実費以外の上乗せ徴収

- 実費徴収以外の上乗せ徴収が認められることには反対します。

公定価格は、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準を算定するとしながら、設置主体によって実費以外の上乗せ徴収の有無が存することは、同一基準に基づく同種の事業運営にあつて特定の法人格のみ追加徴収を可能とする考えであり、また利用者の過度な負担を招きかねません。

- 認める場合には、実費徴収以外の上乗せ徴収の内容明示を求め、認められる「当分の間」は、できる限り限定的な期間とすべきです。

3. 保育士の処遇改善について

- 民間の他の職種と比較して、保育士の処遇は低い実態があります。保育士が安定的・継続的に働くことのできる水準の処遇を実現できる給付額に改善し、新制度下における円滑な事業運営が担保されるべきです。

◆「子ども・子育て会議（第9回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第10回）」合同会議が開催◆

～保育の必要性の認定および公定価格について、意見交換が行われる～

去る12月16日（月）に開催された、「子ども・子育て会議」ならびに「子ども・子育て会議 基準検討部会」合同会議では、(1) 保育の必要性の認定について、(2) 公定価格について、(3) 放課後児童クラブについて（報告）、(4) その他、について審議や報告が行われました。

保育の必要性の認定について

前回（子ども・子育て会議〔第8回〕平成25年11月25日）に引き続き、「区分」、「保育の必要量」、「優先利用」について、意見交換が行われました。

1. 「区分」、「保育の必要量」について

論点1 「保育標準時間（事務局注：長時間利用の意）」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか【前回示された対応方針案】

- 「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週あたり30時間程度を基本。
- その際、保育の利用にあたっては、現行の保育所の開所時間（11時間）を利用可能な時間帯として、また、現行の保育所の年間開所日数（300日…月25日×12ヵ月）を概ね保障。
- 区分・保育必要量の設定を次のとおり整理。

	1日当たりの保育必要量（利用可能時間）	1か月当たりの平均保育必要量（利用可能時間）【注】
保育標準時間利用	月～土の6日間で、1日当たり11時間（原則的な保育時間：8時間）の開所時間での利用に対応するもの	275時間 （最大292時間・最低212時間）
保育短時間利用	月～土の6日間で、1日当たり8時間までの利用に対応するもの	200時間（最大212時間）※保育短時間利用の認定に係る就労時間下限の詳細は次項

※ 延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理。

【注】1ヵ月の保育必要量の考え方 1日11時間（8時間）×300日/12ヵ月＝275時間（200時間）、1日11時間×6日×31日/7日（週）≒292時間、1日8時間×6日×31日/7日（週）≒212時間

〔委員からの意見〕

- 保育標準時間および保育短時間の考え方についてはおおむね支持する。働き方が多様化しており、市町村の裁量を一定程度認めるべき。
- 1人の基本的な労働時間と休憩時間、通勤時間により1週間の時間を計算した時間数が、いわば保育の必要量であり、それを就労形態の念頭に置くべきではないか。
⇒（厚生労働省）フルタイム労働者を想定、週40時間、5日間の労働の場合、1日に8

時間程度を就労時間として、労働基準法上の休憩時間が45分から1時間、通勤時間が行き帰りそれぞれ1時間前後を念頭において考えている。

- 保育の必要性を見極めるポイントは親の就労時間なのか。深夜労働、長時間労働、Wワーク、失業・転職など厳しい環境にある。また、ネグレクト等の養育課題もあり、子どもが健全に育成される環境を保障することが大事ではないか。財源の問題もあるが、地域の状況を見すえながら可能な限り子どもにとっての保育の必要性を鑑み、認定は幅広くにしていきたい。
- 保育標準時間の下限が週30時間とされているが、30時間の就労に、毎日11時間まで保育所を利用できる権利と給付を与える必要性があるか。
- 短時間保育を8時間とする根拠は何か。
- 短時間保育における8時間を超えて利用する場合、保育標準時間認定と同様に延長保育として取り扱えるのか。
⇒（厚生労働省）延長保育事業の運用をどうするかは、今後さらに詰めなければならないが、延長保育事業として扱っていく方向で考えている。
- 日曜日を延長保育とする考え方と休日保育をどう整理するか。
⇒（厚生労働省）現行、保育所運営費の中でカバーしているのは、年間約300日で日曜日と祝祭日を除いた日にちとなっており、日曜日は休日保育事業として別途の補助金を出している。新制度での議論では、休日は加算等で対応すると整理されてきている。利用する側では、月曜日から土曜日の範囲でも、火曜日から日曜日の利用形態でも利用料に差をつけない。公定価格の中でカバーされる範囲の中に日曜日も含め、その中で日曜日にどこの施設が開所するかは、それぞれの地域の中で定めることを念頭においており、通常日曜日に開所していない施設は延長保育で対応することになる。

論点2 「保育短時間」の下限をどのように設定していくか

【対応方針（案）】

〔保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方〕

- 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- 保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。
※新制度における「保育の必要性」の事由（案）①就労については、「フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）」と記載
- その上で、保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フ

ルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定してはどうか。具体的には、フルタイム就労者は

- 1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
- 1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定してはどうか。

<案1>

- 新制度における保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上とすることを基本とする。

<案2>

- 新制度における保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり64時間以上とすることを基本とする。

<案3>

- 新制度における保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

〔委員からの意見〕

- 保育を必要とする子どもが、こま切れでない保育を受けられることが重要。
- 就労時間の下限設定は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の利用の線引きをするものではなく、あくまで利用可能な範囲を示すものであると考えられる。
- 案3を支持。女性の多様な就労形態や貧困家庭にある子どもが保育所を利用できることは重要。
- 保育短時間の下限時間の設定には、当該自治体の子ども・子育て会議等に十分説明をし、また保護者にも十分なコンセンサスを得る必要がある。
- 幼稚園の預かり保育とのバランスをとること、各地域の実態に応じた形で行っていくこと、子どもにとって様々な保育・教育がきちんと保障されることが重要。
- 短時間就労者の子どもの半数以上が幼稚園を利用している実態が新しい制度によって壊れることがないように、保護者が真の意味で、子どもの最善の利益に資する選択ができるような制度設計をすべき。

論点3 現行制度等との関係をどう整理していくか

【対応方針案】

- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48時間以上」（案1の場合）、「1ヶ月当たり64時間以上」（案2の場合）、「1ヶ月当たり48～64時間以上」（案3の場合）以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能としてはどうか。
- 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じてはどうか。

[委員からの意見]

- 10年ぐらいの期間を定めて、そこに国の基本的な考え方を統一していくことが必要。
- 制度見直しに関する法定事項が5年の期間である中、経過措置期間を10年間とする根拠は何か。
⇒ (厚生労働省) 就労の下限時間の調査では、月80時間や96時間と設定している自治体もあり、保育の受け皿整備するためには一定の期間が必要であることから、10年間の経過措置の期間とする考え方を提案した。

2. 優先利用について

[委員からの意見]

- 優先利用の具体的事項に、保護者に障害がある場合や外国籍の子どもを対象とすることを明確に記載すべき。また、人材確保等の観点から保育士等の優先利用に、放課後児童クラブの指導員も含めるべきである。

公定価格について

公定価格における個別論点を中心に意見交換が行われました。

本会佐藤副会長からは、全体をとおして、次のように発言しました。

- ・ 公定価格の基本部分において、保育所と新・幼保連携型認定こども園との差をつけるべきではない。
- ・ 加算分には、研修機会の確保、障害児等の受け入れ促進等の事項を含めていただきたい。
- ・ 保育短時間において、月曜日から土曜日まで、毎日8時間程度の利用とすると職員は法定労働時間の40時間を超えてしまうこととなり、それに対応する保育者が必要となる。さらに園児要録等の事務量にも対応できる体制を前提にした検討をいただきたい。
- ・ 減価償却費は施設整備費補助との適切な組み合わせが求められているが、どのような形で具体化していくか、明らかにしていただきたい。

個別論点に係る各委員からの意見は次のとおりです。

1. 基本構造に関わるもの(各施設・事業に共通)

(1) 職員配置・人件費に係る主な検討事項について

- ① 職員配置について
- ② 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

[委員からの意見]

- 職員配置は、国会での附帯決議を踏まえ、3歳児は現行保育所における20対1から15対1に、4・5歳児は、30対1から20対1に早期に改善をしていただきたい。
- 1歳児は、ハイハイから、立って走り回るといった身体的な発達が非常に大きく、現行の2歳児と同じ配置基準ではなく、改善が図られるべき。
- 保育所長は現行の運営費においては、設置・未設置の単価設定となっている。保育所の役割や保育所長の責任が増大しており、保育所長の資格基準の制定と職責に応じた処遇改善がなされるべき。

- 主任保育士は保育現場において重要な役割を果たしているが、制度上の位置づけは明確ではない。主任保育士の資格化と定数外での選任の配置が必要である。
- 養護教諭と看護師・保健師、栄養教諭と栄養士等役割が類似する職種については、弾力的な対応が必要である。
- 園長を補佐する管理職の配置は施設類型にかかわらず共通の課題とするべき。
- 低年齢児の入所の増加、アレルギー、感染症、体調不良児等への対応をする保育士と看護師や栄養士など多様な専門性を有する職員の配置が必要である。
- 幼稚園においても職員配置の基準をつくっていただきたい。その際に幼稚園の実態をふまえ経営や運営が成り立つ公定価格の設定が必要。
- 附帯決議による職員配置の見直しは職員の定着率からも当然である。新・幼保連携型認定こども園の評価については、より高い機能を持つことに対応した給付が必要。
- 保育士の処遇改善には、キャリアアップや定年まで働き続けられる環境の整備が必要。職員の常勤・非常勤割合、勤続年数、経験年数などを情報公開し、これを公定価格に反映させることが重要。
- 処遇改善では、幼稚園にも保育所の仕組みを取り入れていただき、両者の格差がないようにしていただきたい。
- 現行の民間施設給与等改善費を改善すべき。保育士として長期の経験が保育の質の底上げ、向上につながる。

(2) 教育・保育の提供等に係る主な検討事項について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①保育必要量の取扱いについて ②年間を通じた学校教育・保育の提供について ③給食費の取扱いについて ④障害児の受け入れ促進について ⑤その他 |
|--|

〔委員からの意見〕

- 保育標準時間、保育短時間ごとの公定価格の設定をすべき。
- 教育・保育の提供に係る事項において、質の改善に研修の充実は重要であり、加算として積み上げていただきたい。
- 公定価格の算定には、質の高い幼児教育・保育が保障されるよう、各項目の積算根拠が明確に示される内容にする必要があり、個別費目の積み上げ方式を採用すべき。
- 保育所における3歳以上児の主食は、各家庭が持参することを前提とした単価設定となっているが、社会の変化に対応し、主食を含めた公定価格とするべき。
- 障害児保育が一般財源化されているが、都道府県または市町村が事業として位置付けられるよう、公定価格も含め国の方針を示していただきたい。
- 障害児の受け入れに応諾義務は当然だが、職員の加配が可能となるような措置が必要。

(3) 管理経費に係る主な検討事項について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①事務経費の取扱いについて |
|---|

- ②減価償却費、賃借料の取扱いについて
- ③第三者評価の費用の取扱いについて

[委員からの意見]

- 利用者によって異なる負担金額の徴収、管理、監督等を行うことによる、施設での事務量の増加に対する配慮などを検討いただきたい。
- 減価償却費と施設整備の補助は、相当数の保育所が近い将来に改築期を迎え、その中で減価償却相当額のみでは困難であり、施設整備費の補助も含めた形の仕組みを望む。
- 公定価格に組み込む減価償却費の一定割合とは何か。
⇒ (厚生労働省) 今後の議論となる。現状の施設整備の場合の公費負担率は、保育所の施設整備の場合には公費が 3/4、幼稚園の場合には公費が 1/3 という現在の状況を出発点とする。
- 第三者評価の受審には費用がかなりかかり、今後、実施を努力義務として推進するためには、必要なコストを公定価格に反映させるべき。

2. 施設・事業類型にかかわるもの

(1) 特定教育・保育施設に係る主な検討事項について

- ①施設に係る認可基準等との関係について
- ②子育て支援機能について
- ③事務処理体制について

[委員からの意見]

- 保育所で行われてきた子育て支援の各種事業と、子ども・子育て支援法の事業と整合性を図り、事業を継続していくことが望ましい。
- 事務処理体制について、現在の保育所であっても、平成 27 年までに新社会福祉法人の会計基準の施行や情報公開が強く望まれるなか、事務職員を必置としていただきたい。
- 個々に異なる保育料の徴収事務や園児募集に係る事務処理等がこれまで以上に増えると思われる。私立幼稚園、認定こども園の事務処理体制について考慮いただきたい。

(2) 特定地域型保育事業に係る事項について

[委員からの意見]

- 小規模保育の施設長加算は、定員が 10 人以上 19 人以下の場合には、1 人分の人件費の配置の加算を、9 人以下の場合は、1 人分に対して 75% 程度の加算の制度設計を提案したい。保育士比率の向上にともなって、段階的な評価を行っていくことを支持。
- 小規模保育事業は、利用者との直接契約である。事業の特徴として年内を通して入退所が多くあると予想されるので管理者・事務体制について検討いただきたい。
- 家庭的保育事業において、3 対 1 の配置基準では安全面、保育内容の面から不適切である。保育者の休息の確保、調理と外遊びの時間が重なり、補助者が必要。家賃補助も検討いただきたい。
- 居宅訪問型保育は、保育士資格だけではなく、障害児保育にかかわる児童指導員、作業療法士、理学療法士、言語療法士、看護師等のように、専門職や経験・知見なども

考慮いただき、保育士資格によって一律に評価してしまうことのないよう、慎重に検討いただきたい。

- 居宅訪問型保育事業において、管理者や事務体制を公定価格の中で検討いただきたい。休日や夜間等保育所等で対応しにくい時間帯等に対応する事業であり、平日か休日か、日中か夜間かなど、利用条件に合わせた公定価格を検討していただきたい。また、職員が休憩をとれるよう複数体制を考慮いただきたい。

3. その他の意見

- 利用者負担は、市町村民税額をもとに行う方向性を支持、利用者負担の切り替え時期は、各自治体の実務の流れ等を十分踏まえて、検討いただきたい。
- 上乗せ徴収は、幼稚園が新・幼保連携型認定こども園への移行や特色ある保育・教育のためにも、1号認定こどもには認めていただきたい。
- 保育所と幼保連携型認定こども園の職員体制や保育単価を同一にすべきとの意見はあるが、保育部分か、全部なのか、整理が必要ではないか。

子ども・子育て会議および子ども・子育て会議基準検討部会の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページの少子化対策>子ども・子育て支援新制度について>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◆「保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示について」の事務連絡が発出される◆

～財務情報等の公表について、取り組みの必要性がいつそう高まる～

11月18日、厚生労働省は上記事務連絡を発出しました。内容としては、保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、一般の方の閲覧が可能となるよう、インターネットや広報誌等で業務及び財務等に関する情報の公表を実施することについて、自治体に周知及び指導を求めています。

本件に関しては次頁の枠内のとおり、本年5月に「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（平成25年5月31日雇児発第14号・社援発第11号・老発第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長 連名通知）がすでに発出されており、法人の業務及び財務等に関する情報公表が求められています。

当該通知では、『社会福祉法人は、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図る』ことの対応を求めています。

具体的には、1. 社会福祉法人における取組の項において、『法人の業務及び財務

等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成 24 年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。』としているものです。

雇児発 0531 第 14 号
社援発 0531 第 11 号
老発 0531 第 6 号
平成 25 年 5 月 31 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
(公印省略)

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

社会福祉法人の運営に関する情報開示については、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 44 条において、社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないとされており、開示を義務付けています。

また、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)においては、法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であると示されており、社会福祉法人の積極的な情報開示を求めているところです。

一方、所轄庁に対しては、同通知により、現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により、公開することが望ましいと示されており、各都道府県市の適切な対応を求めているところです。

以上のように、社会福祉法人の運営状況については、一定の透明性の確保を図っているところですが、社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成 25 年 5 月 2 日に開催された規制改革会議においては、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところです。

〔中略〕

記

1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成 24 年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

なお、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、厚生労働省において、今年中に結論を得ることとしていること。

2. 所轄庁における取組

上記 1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第 59 条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成 24 年度分から可能な限

り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

また、社会福祉法人の財務情報公表に関して、2つの閣議決定がなされています。

【日本再興戦略（成長戦略）（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）】

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

【規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日）】

○社会福祉法人の経営情報の公開

・全ての社会福祉法人について、平成 25 年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。

【平成 25 年中に結論を得て、平成 26 年度当初から措置】

・平成 24 年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

【平成 25 年 9 月までに措置】

・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成 24 年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

【平成 25 年 9 月までに措置】

以上の内容については、会報『ぜんほきょう』12月号において、会員保育所に周知しております。

なお、厚生労働省は「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置し、今日の社会福祉法人組織の在り方や透明性の確保等について検討を行っています。第3回検討会（平成 25 年 11 月 18 日開催）において、社会福祉法人の財務諸表の公表について、次のような対応方針（案）をまとめています。

【対応方針】

① 閲覧請求等の条件を見直した上で、社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化（制度改正）。

② 社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書（付属資料である財務諸表を含む。）の提出を電子データで行わせることを義務化（様式例及び審査基準の改正）。

③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のHPで公表する。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「子ども・子育て会議（第10回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第11回）」合同会議が開催～「保育の必要性の認定」を除く、各種基準等が取りまとめられる～……1
- ・待機児童解消や多様な保育の提供に6,248億円～平成26年度政府予算案を閣議決定～4

◆「子ども・子育て会議（第10回）」、「子ども・子育て会議 基準検討部会（第11回）」合同会議が開催◆

～「保育の必要性の認定」を除く、各種基準等がとりまとめられる～

平成25年12月26日（木）、「子ども・子育て会議（第10回）」ならびに「子ども・子育て会議 基準検討部会（第11回）」合同会議が開催されました。

今年度当初より、「子ども・子育て支援新制度」の具体的設計に向けた検討を行うこととして開催を重ねてきた本会議は、8月に基本指針の概ねの案を取りまとめ、各種基準についても、この12月末の取りまとめを目途に協議されてきました。

予定されていた議事のうち、(1) 地域型保育事業について、(2) 地域子ども・子育て支援事業について、(3) 確認制度について、(4) 幼保連携型認定こども園の認可基準については、これまでの協議を踏まえた各委員意見及び対応方針案が示され、各委員から意見は挙げられながらも、提案された内容でとりまとめとすることとされました。

議事(5) 保育の必要性の認定については、資料の説明と各委員から意見が挙げられたところまでで、協議は次回1月以降の会議に持ち越されることとなりました。議

事(6) 公定価格については、(5) 同様に協議はされず資料の提示がなされたのみです。

なお、全国保育協議会では、12月26日の会議に際して、公定価格の設定に当たっての基本的な考え方や保育士の処遇改善等について、意見書を取りまとめ提出しています(全保協ニュースNo. 13-8 2013.12.26にて既報)。

とりまとめとなった「幼保連携型認定こども園の認可基準」に関して、今回の会議で新たに示された方針については次の通りです。

幼保連携型認定こども園の認可基準について【一部抜粋】

1. 学級編制・職員

③ 園長等の資格

【対応方針案】

○園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。

- ・教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。
- ・「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。

○ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。

○「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合とする。

※ 運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。

※ 国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度の活用促進や、免許・資格を併有するための環境整備に努めることとする。

※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。

下線部=今回新たに示された内容

2. 設備

③ 園舎の階数、保育室等の設置階

〈第 10 階基準検討部会での主な意見：保育室等の設置階関係〉

- 土地の確保が困難な都市部においては、複合施設（例：1F 店舗、2F～保育室）の一部として設置する場合も想定されるため、3階以上の設置を認めるべき。
- 既存特例でこれまでの基準を容認していくことは現実的であってもいいが、新設基準まで「低い質」をとることに疑問。高い場所に保育室がある場合、大地震の際には、エレベーターも停止し、どのように自力避難できない乳幼児を避難させるのか。都市部では土地がないからという理由だけで、高層階に子どもを押し込めていくことを制度として容認するのは疑問。

（上記意見を踏まえての）【対応方針案】

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合（例：地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合）は、3階建以上も可。
- 保育室等の設置階（※1）については、
 - ・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、2階に設置可。
 - ・満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等（※2））を備える場合は、3階以上に設置可。（満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則（※3）不可。）

※1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。（従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。）

※2 建築基準関係法令の上乗せ規制（保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置）については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。

※3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件（P21⑤-3運動場の設置・面積（屋上の取扱い）参照）①～⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

下線部＝今回新たに示された内容

◆待機児童解消や多様な保育の提供に 6,248 億円◆

～平成 26 年度政府予算案を閣議決定～

政府は 12 月 24 日の閣議で、平成 26 年度政府予算案を閣議決定しました。厚生労

働省予算案（一般会計）の総額は 30 兆 7,430 億円、そのうち社会保障関係費は 30 兆 2,251 億円で、対前年度比 4.4%増、金額では 1 兆 2,854 円の増となっています。

保育関係施策では、6,248 億円（前年度比約 1,637 億円の増、※1）となっています。1,600 億円超の大幅増となっていますが、これは、例年、福祉予算で安心こども基金に充当される施設整備関連予算が、当初予算から組み込まれているためです。

具体的には、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援を実施するための経費を、平成 25 年度補正予算案及び平成 26 年度予算案で一体的に措置するほか、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図るとしています。

（※1）金額は平成 26 年度厚生労働省計上の予算案額であり、別途、内閣府において保育緊急確保事業分が計上されています（1,043 億円（うち、待機児童解消加速化プラン分、681 億円）。また、下記以降の〔 〕内は、内閣府計上分及び安心こども基金の平成 25 年度末基金残高見込みの活用も含めた所要額が記載されています。

I 待機児童解消加速化プランの強力な推進

「待機児童解消加速化プラン」では、「緊急集中取組期間」（平成 25・26 年度）で約 20 万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしており、平成 26 年度においては、消費税財源も活用しながら以下の事業を実施。

1. 民間保育所運営費 4,581 億円

- 待機児童解消のため保育所の受入児童数を拡大（7.2 万人増）

2. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備 【所要額：1,763 億円】

【安心こども基金（1,301 億円）、保育緊急確保事業（内閣府計上）の内数】

- 平成 25 年度補正予算とあわせ、保育所、小規模保育、認定こども園等の整備費（約 13 万人分）等を確保。

※資材費及び労務費の動向を反映し、補助単価を改定。（消費税分（※2）と併せて 9.5%増）（※2 事務局注：8%の引上げ分含む）

※平成 25 年度補正予算案において、補助率の暫定的な嵩上げに係る財力要件を撤廃。（加速化プランに参加するすべての自治体における以下の※印の整備（保育等の量拡大に係るもの）について、国の補助率を 1/2 から 2/3 に嵩上げ。（事務局注：事業主負担は変動なし）

※平成 25 年度補正予算案及び平成 26 年度当初予算案により、安心こども基金に所要の金額を積み増し、実施期限を 1 年間延長。

- ・ 保育所緊急整備事業（※）
- ・ 賃貸物件による保育所整備事業（※）
- ・ 小規模保育設置促進事業（※）
- ・ 幼稚園預かり保育改修事業（※）

- ・認可化移行支援費（改修費等）（※）
- ・家庭的保育改修事業（※）
- ・認定こども園整備事業

<参考>緊急集中取組期間 20 万人の受け皿確保に向けた予算措置状況

	確保済み分	今後確保予定	合計
ハード経費	○平成 24 年度予備費 ⇒保育所等の整備費 <u>(約 7 万人増分)</u>	○平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算で一体的に確保 ⇒保育所、小規模保育等の整備 費 <u>(約 13 万人増分)</u>	約 20 万人増
ソフト経費	○平成 25 年度予算 ⇒保育所運営費 <u>(約 7 万人増分)</u>	○平成 26 年度当初予算 ⇒保育所運営費 <u>(約 7 万人増分)</u> ○平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算で一体的に確保 ⇒小規模保育等の整備費 <u>(約 6 万人増分)</u>	約 20 万人増

3. 保育を支える保育士の確保 [所要額：443 億円]

【安心こども基金、保育緊急確保事業の内数】

- 保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

[安心こども基金]

- 保育士確保施策

養成施設の新規卒業者確保や就業継続支援、潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置・運営、職員用宿舍借り上げ支援等

- 保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設従事者の資格取得支援
- ・保育士養成施設入学者への修学資金貸付
- ・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援【新規】
- ・保育所等従事者の保育士資格取得支援【新規】

- 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援【新規】

新制度の円滑な実施に向け、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進し、保育教諭を確保するために、保育士資格の取得を支援（保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は文部科学省において同様に実施）

[保育緊急確保事業]

- 保育士の処遇改善

新制度への円滑な移行に向けた補助率の特例措置（国の補助率 3/4 ※3）

（※3 事務局注：これまでの補助率 10/10 から変更。残りの 1/4 は県 1/8、市町村 1/8 の負担割合となるが、地方交付税の積算根拠に含まれている）

○保育体制の強化【新規】

保育に係る周辺業務（※4）に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る。

（※4）事務局注：消毒や配膳等に係る部分が想定されている。

4. 小規模保育事業など新制度の先取り [所要額：273 億円]

【保育緊急確保事業の内数】

○ 平成 25 年度補正予算とあわせ、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など新制度を先取りした事業の運営費を確保するとともに、利用者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての支援を行う事業を実施。

- ・小規模保育運営支援事業
- ・グループ型小規模保育事業
- ・幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ・認定こども園事業
- ・家庭的保育事業
- ・利用者支援事業

5. 認可を目指す認可外保育施設への支援 [所要額：164 億円]

【安心こども基金、保育緊急確保事業の内数】

○ 認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育所であって、設備運営基準を満たす見込みのある施設に対し、認可基準を満たすために必要な改修費等、運営費、移行支援費等を補助する。

- ・認可化移行支援費（改修費等）【再掲】
- ・認可外保育施設運営支援事業
- ・認可化移行可能性調査費
- ・認可化移行支援費（移転等支援費）
- ・資格取得支援事業【再掲】

6. 事業所内保育施設への支援 52 億円

○ 事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成【労働保険特別会計】

II 多様な保育の提供

1. 延長保育促進事業 239 億円

○ 残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 60.2 万人→62.4 万人分

2. 病児・病後児保育事業 52 億円

- 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型 延べ 171.8 万人 → 延べ 200 万人

体調不良児対応型 898 か所 → 898 か所

非施設型（訪問型） 15 か所 → 15 か所

3. 休日・夜間保育事業 8 億円

- 保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業 11 万人 → 12 万人

夜間保育推進事業 252 か所 → 280 か所

4. 一時預かり事業 [所要額：95 億円]

【保育緊急確保事業の内数】

- 日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため事業類型の多様化などの見直しを行い、一時預かり事業を推進する。

5. 新規参入施設への巡回支援事業【新規】[所要額：4 億円]

【保育緊急確保事業の内数】

- 新規参入事業者に対し、事業開始後、当面の間、各市町村において公立保育所の保育士OB等を活用した巡回支援（事業立ち上げ支援）を行うための経費の補助を行う。

6. その他の保育の推進 15 億円

- 保育所分園推進事業や保育環境改善等事業を実施するとともに、保育所等の職員の資質向上などを図る。

※認可化移行促進事業については、認可外保育施設運営支援事業及び認可化移行可能性調査費で対応することとし、整理・統合を図る

新生こども園 広がるか

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園が、2015年度から消費税増税による財源を使って、名実ともに「一体化された施設」として再スタートする。昨年末、政府がこども園の新たな基準をまとめたことで、年明けから全国の自治体で導入に向けた取り組みが本格化する。長年の懸案である幼児一体型施設は、今度こそ広がるのか。(社会保障部 安田武晴、生活部 小坂佳子)

現行の就学前施設と新たな「認定こども園」の違い

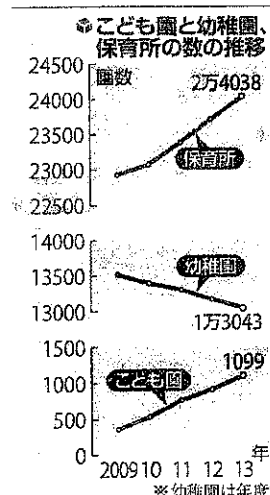
施設	現行制度		新しい認定こども園
	幼稚園	保育所	新しい認定こども園
根拠法	学校教育法	児童福祉法	改正認定こども園法
主な役割	教育	保育	教育・保育
1日の標準的な預かり時間	4時間(夏休みなどあり)	8時間	4~8時間
園長の資格	教諭免許と教職経験	法的規定なし	教諭免許と保育士資格+5年以上の経験など
指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	新たな保育要領

幼保一体化へ統一基準

再スタートする認定こども園は、社会保障・税一体改革で消費税から7000億円を投入する少子化対策の目玉だ。就学前の施設を、幼児教育も保育も提供する

少子化深刻 地方前向き

「認定こども園が増えるかどうか、私立幼稚園の動向が注目される。
「あつたかいね」。昨年12月下旬、横浜市の「認定こども園探真幼稚園」では、保育所と幼稚園のそれぞれに通う子どもたちが園庭でたき火を囲んでいた。
同園は昨年4月、園舎の一部を改装し1~5歳児40人を預かる認可保育所を開設、幼稚園部門と保育所部門を併設する認定こども園となった。保育所の保育時間は午前7時半から午後6時半。幼稚園の教育時間の午前9時から午後2時は、皆で一緒に遊んだり



認定こども園 専業主婦家庭の子は幼稚園、共働き家庭は保育所という枠組みを超えた、幼・保の一体型施設。保育所の待機児童や地方の定員割れ幼稚園の対策として国が2006年10月に制度化した。
2000か所」と掲げていたが広がっていない。背景には、制度導入後も、



認定こども園が増えるかどうか、私立幼稚園の動向が注目される。
「あつたかいね」。昨年12月下旬、横浜市の「認定こども園探真幼稚園」では、保育所と幼稚園のそれぞれに通う子どもたちが園庭でたき火を囲んでいた。
同園は昨年4月、園舎の一部を改装し1~5歳児40人を預かる認可保育所を開設、幼稚園部門と保育所部門を併設する認定こども園となった。保育所の保育時間は午前7時半から午後6時半。幼稚園の教育時間の午前9時から午後2時は、皆で一緒に遊んだり

都市の幼稚園 消極論も

行事に取り組んだりする。幼稚園は母親が専業主婦の子どもの対象としてきたため、夫の失業や離婚などで母親が働くようになると、保育時間の長い保育所に移る必要があった。「認定こども園なら、親の就労状況に関係なく、園児は同じ場所で教育と保育を受けることができる」と両野きよみ施設長はいう。
子どもの減少が深刻な地方では、認定こども園への移行が「これまでよりも進んでいる」と見方がある。
「預かる年齢を0~2歳児にまで広げ、預かる時間も長くないと経営が成り立たない

昨年4月から統一基準を検討してきた同会議は「幼稚園と保育所の基準が異なる事項は高い水準を引き継ぐ」との方針のもと、0~3歳以上は学級を編成、学級には保育士と幼稚園教諭の両資格を持つ「保育教諭」を配置、園長は両資格に加工経験が必要。など教育と保育の質を重視した基準を決めた。
議論が分かれた園庭や調理室・設備も「原則設置」にしたため、「ハードルが高すぎる」(全日本私立幼稚園連合会)と、移行を疑問視する声もある。
もともと「幼保一体化」を公約に掲げた民主党政権移行を義務づけ「一気に一体化を進める考えだった。だが、唐突な方針に保育所団体などが反発し、自民・

昨年4月から統一基準を検討してきた同会議は「幼稚園と保育所の基準が異なる事項は高い水準を引き継ぐ」との方針のもと、0~3歳以上は学級を編成、学級には保育士と幼稚園教諭の両資格を持つ「保育教諭」を配置、園長は両資格に加工経験が必要。など教育と保育の質を重視した基準を決めた。
議論が分かれた園庭や調理室・設備も「原則設置」にしたため、「ハードルが高すぎる」(全日本私立幼稚園連合会)と、移行を疑問視する声もある。
もともと「幼保一体化」を公約に掲げた民主党政権移行を義務づけ「一気に一体化を進める考えだった。だが、唐突な方針に保育所団体などが反発し、自民・

公立幼稚園は打ち明ける。認定こども園が全国最多の93か所を数える兵庫県では、今年4月さらに20か所以上の幼稚園、保育所がこども園になる予定だ。井戸敏三知事は昨年7月の知事選で認定こども園の増設を公約に掲げており、県は施設整備費を補助するなど移行を促進してきた。今後も、新制度を追い風に移行を後押しする方針だ。
移行に意欲的な保育所も出てきている。青森県で保育所を運営する日本保育協会の坂崎隆治理事は「学校と同じように教育を行いたいと考えて

厚生労働省 「平成25年度 現代の名工」決定

厚生労働省はこのほど、それぞれの職業部門において卓越した技能を有する現役の技能者150人を平成25年度の「卓越した技能者（通称「現代の名工」）」として選出した。

「現代の名工」の表彰制度は、極めてすぐれた技能を有し、技能を通じて労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与し、他の技能者の模範と認められる現役の技能者に対して、厚生労働大臣が表彰を行うもの。1967（昭和42）年度に第1回の表彰が行われて以来、今年度が47回目となり、これまでの受賞者は今年度の150人を加えて558人となる。

今年度の主な受賞者を紹介すると、中間製品検査工の佐原進さん（64歳）は、タイヤ補強用鋼線の品質管理に携わり、髪の毛以下の太さの極細ワイヤから微細な介在物を指先で感知する卓越した技能を持ち、線材製品の高品質維持に貢献した。

また西洋料理調理人の落台務さん（66歳）は、東京・銀座などにレストラン「ラ・ベットラ」を展開。国産食材を使用した新しいイタリア料理を創作し、日本イタリア料理業界に貢献している。

運動具製造工の梅澤敬育さん（69歳）は、伝統的な剣道道具を一人で製作できる優れた技能を有し、国内でも数人といわれる貴重な剣道具師。

なお、本誌巻頭グラビア「技を支える」では、平成25年度の受賞者から、和楽器組立工の竹内康雄さん（2月号）と創作こけし製作工の青木トシ子さん（3月号）を紹介することになっている。

厚生労働省 平成25年の初任給調査結果

厚生労働省がまとめた平成25年の初任給に関する調査結果によると、今春の新規大学卒業者の初任給は、男女計で19万8000円となり、2年連続で前年を下回った。

同調査は、平成25年3月の新規学卒者を採用した常用労働者10人以上規模の民営事業所約1万4300カ所の初任給についてまとめたもの。

それによると、学歴別にみた初任給額は、男女計では、大学院修士課程修了22万8100円（対前年比0.9%増加）、大学卒19万8000円（同0.8%減少）、高専・短大卒17万2200円（同1.2%増加）、高校卒15万6000円（同1.2%減少）となっている。

男女別では、男性は、大学院修士課程修了22万7600円（対前年比0.9%増加）、大学卒20万0200円（同0.8%減少）、高専・短大卒17万4200円（同0.7%増加）、高校卒15万8800円（同0.8%減少）、一方、女性は、大学院修士課程修了23万円（同0.7%増加）、大学卒19万5100円（同0.7%減少）、高専・短大卒17万1200円（同1.7%増加）、高校卒15万1300円（同1.5%減少）となった。

また、企業規模別にみた初任給額（男女計）は、大学卒では、大企業（常用労働者1000人以上）20万2500円（前年20万2200円）、中企業（常用労働者100～999人）19万7000円（前年19万8200円）、小企業（常用労働者10～99人）19万円（前年19万6500円）となっている。

文部科学省 平成24年度 「体力・運動能力調査」結果

文部科学省は、平成24年度の体力・運動能力調査を実施し、結果をまとめた。調査は平成24年5～10月に実施し、6～79歳の男女6万6380人（回収率89.5%）から結果を得た。

成人（20～64歳までの男女）の体力については、「急歩」や「20mシャトルラン」など7項目についてテストを実施。調査結果の合計を過去15年間の年次推移で見ると、30歳代の男子と20～30歳代の女子では、低下傾向がみられたが、50歳以降では、男女とも緩やかな向上傾向を示した。

また、高齢者（65～79歳の男女）の調査では、「握力」や「上体起こし」など7項目とADL（日常生活活動テスト）による調査を実施。結果は、ほとんどの項目で向上傾向を示しており、合計点の年次推移でも、「65～69歳女子」を除き、すべての年代・性別で過去最高を更新している。

ADLでは、「布団の上げ下ろしができるか」などの12項目により回答を集計。すべての項目が実施可能であるとの高齢者の割合は、男子では、「65～69歳」が84.9人（97.4%）、「70～74歳」が80.9人（96.0%）、「75～79歳」が76.5人（90.9%）。加齢に伴い割合は減少したが、実施不可能とする判定の高齢者はほとんどみられなかった。女子は、「65～69歳」が77.5人（91.9%）、「70～74歳」が72.5人（86.5%）、「75～79歳」が63.7人（78.9%）。実施不可等のする判定は男子同様にほとんどみられなかったが、加齢に伴い、大幅な減少を示した。